

令和元年10月から特別法人事業税がスタートします

令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって地方法人特別税が廃止となり、このことに伴い、地域間の税源偏在を是正するための新たな措置として、特別法人事業税が創設されました。

【特別法人事業税の概要】

●税の仕組み

地方法人特別税の廃止に伴い復元される法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（国税）とするものです。また、その全額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されます。

法人事業税と一緒に、都道府県に対し申告納付を行います。

●納める人

法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者

●課税標準

法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額）

●税率

課税標準	法人の種類	税率
法人事業税所得割額	外形標準課税対象法人	260 %
	外形標準課税対象法人以外の普通法人	37 %
	外形標準課税対象法人以外の特別法人	34.5 %
法人事業税収入割額※	—	30 %

●適用期日

令和元年10月1日以後に開始する事業年度に対する申告分から適用

※小売電気事業等又は発電事業等を行う法人の、令和2年4月1日以後に開始する事業年度の税率については、上記にかかわらず収入割額の40%です。

【法人事業税の税率】

上記改正により、法人事業税の税率が下記に変わります。（外形標準課税対象法人の付加価値割、資本割は従来どおり。）適用期日は、特別法人事業税と同じ。

区分			税率		
			外形標準課税対象法人	左以外の法人	
所得金額課税法人	軽減税率適用法人	普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	0.4%	3.5%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.7%	5.3%
			所得のうち年800万円を超える金額	1.0%	7.0%
	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	—	3.5%	
		所得のうち年400万円を超える金額	—	4.9%	
	軽減税率不適用法人	普通法人等	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、かつ、3県以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	1.0%	7.0%
特別法人		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、かつ、3県以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	—	4.9%	
収入金額課税法人（電気※・ガス供給業、保険業）			1.0%		

・特別法人のうち特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は5.7%となります。

※小売電気事業等・発電事業等の、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から課税方式が変更になりました。

詳細は県ホームページをご確認ください。

【予定申告に係る経過措置】

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度における予定申告に限り、次の経過措置が設けられています。

- 令和元年10月1日以後開始する**最初の事業年度**

法人県民税法人税割 前事業年度の法人税割額×1.9÷前事業年度の月数

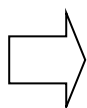
法人事業税 (前事業年度の事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×6.3

特別法人事業税 (前事業年度の事業税額(各割の合計額)÷前事業年度の月数)×2.3

例) H30.10.1~R1.9.30

確定申告

法人県民税	
法人税割	117,400 円
法人事業税	
所得割	63,800 円
付加価値割	60,000 円
資本割	1,000,000 円
計	1,123,800 円



<R1.10.1~R2.9.30>初年度

予定申告

法人県民税	
法人税割	117,400 円×1.9÷12 月= 18,500 円
法人事業税	
所得割	63,800 円÷12 月×6.3=33,400 円
付加価値割	60,000 円÷12 月×6.3= 31,500 円
資本割	1,000,000 円÷12 月×6.3=524,900 円
	合計 589,800 円
特別法人事業税	
	1,123,800 円÷12 月×2.3=215,300 円

大法人の電子申告義務化について

下記に該当する特定法人は、令和2年4月1日以後開始する事業年度の法人住民税及び法人事業税の確定申告、中間申告及び修正申告については、eLTAX（電子情報処理組織を使用する方法）により行うことが義務化されました。

- 特定法人 … 内国法人のうち、以下の法人

- ①事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ②相互会社、投資法人及び特定目的会社

- 適用期日

令和2年4月1日以後開始する事業年度

- 添付書類

当該申告のうち添付書類に係る部分については、その記載事項を記録した光ディスク等を提出する方法によることができる

※電子申告による提出がなされない場合には不申告として取り扱われます。

詳細は県のHP（テーマから探す→防災・暮らし・環境→税金→県税情報「法人県民税・法人事業税の電子申告等(eLTAX)について」）をご覧ください。

※対象事業年度については、今後、納付書のみ送付する予定です。

お問い合わせ先：最寄りの県税事務所若しくは
福岡県総務部税務課（092-643-3064）